明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項、第三項及び第四項、第三十七条において読み替えて準用する第二十七条第三号、第三十七条において準用する第二十八条第二項において準用する第二十六条第一項及び第三項並びに第三十七条第三号並びに第三十七条において準用する第二十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年七月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
中小企業等経営強化法第三十四条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令 （認定事業分野別経営力向上推進機関） **第一条**　主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第三十四条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］ ［削る］	中小企業等経営強化法第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務を行う者の認定等に関する命令 （認定事業分野別経営力向上推進機関） **第一条**　主務大臣は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二十六条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。 一・二　［略］ 三　次のいずれにも該当しないこと。 イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者 ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者 ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ニ　法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ホ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） ヘ　法第二十八条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者 ト　法人であって、その役員のうちにイからヘまでのうちいずれかに該当する者があるもの チ　暴力団員等がその事業活動を支配する者